

○有期雇用職員にかかる通算契約期間の上限の適用に関する細則

(平成30年3月8日細則第20号)

改正 平成30年3月8日細則第30号 平成30年9月27日細則第93号

令和2年3月11日細則第191号 令和3年2月3日細則第290号

令和3年3月24日細則第324号

(趣旨)

第1条 この細則は、任期制職員等就業規程(平成15年規程第34号)第4条第2項及び第3項、特任職員等取扱規程(平成19年規程第7号)第5条第2項及び第3項、嘱託職員等取扱規程(平成15年規程第38号)第5条第2項、事務業務員等就業規程(平成22年規程第43号)第4条第2項及び短時間労働職パートタイマー等就業規程(平成28年規程第68号)第4条第2項(以下、「就業規程等」という。)に基づき、通算契約期間の上限の適用除外について定める。

(定義)

第1条の2 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通算契約期間 就業規程等及び有期雇用の通算契約期間の算入の特例について(平成28年通達第51号。以下、「算入通達」という。)に基づき算出される有期雇用契約の通算期間
- (2) 勤続期間 平成25年4月1日を起算日として、研究所との一ないし複数の雇用契約(ただし、有期雇用でないものを含む)が算入通達第2条で定める空白期間(以下、「空白期間」という。)を置くことなく継続している期間
- (3) 上限適用職員 有期雇用契約にかかる通算契約期間の上限の定めが適用される任期制職員、特任職員、嘱託職員、事務業務員及びパートタイマー職員
- (4) 5年の定め 就業規程等により有期雇用契約にかかる通算契約期間は5年を超えないものとする定め
- (5) 10年の定め 就業規程等または有期雇用契約にかかる通算契約期間について(平成28年通達第50号。以下、「活性化法通達」という。)により有期雇用契約にかかる通算契約期間は10年を超えないものとする定め
- (6) テクニカルスタッフ等 10年の定めが適用される職のうち、活性化法通達に規定する高度研究支援専門職、研究支援専門職、連携促進コーディネーター、上級テクニカルスタッフ、テクニカルスタッフⅠ及びテクニカルスタッフⅡ
- (7) 無期転換権 労働契約法(平成19年法律第128号)第18条に基づき、期間の定めのない労働契約への転換の申込みを研究所に対して行う権利  
(5年の定め適用除外)

第2条 5年の定めが適用される上限適用職員のうち、平成28年3月31日以前から研究所と雇用契約を締結し、かつ連続した2年間以上の空白期間(平成28年3月31日より前までに終了した空白期間は除く。)が存在しない任期制職員、特任職員、嘱託職員及び事務業務員並びに平成28年7月31日以前から研究所と雇用契約を締結し、かつ連続した2年間以上の空白期間(平成28年7月31日より前までに終了した空白期間は除く。)が存在しないパートタイマー職員(以下、「5年上限適用除外候補者」という。)の従事

する業務が、通算契約期間の上限である5年を超えて存続する場合に限り、5年の定めは当該上限適用職員に適用しない。

また、平成25年3月31日に事務業務員であった者においては、令和3年4月1日より前までに連続した2年間以上の空白期間（ただし、令和3年4月1日より前から連続し、かつ令和3年4月1日が空白期間に含まれる場合は、2年間未満の空白期間に限る。）がある場合でも、その従事する業務が通算契約期間の上限である5年を超えて存続する場合に限り、5年の定めを適用しない。

- 2 前項の定めにかかわらず、5年上限適用除外候補者が、通算契約期間の上限である5年に達する日で退職した場合は、公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から1年以内に5年の定め適用を受ける職（准事務基幹職を除く。以下同じ。）で研究所に新たに採用されることとなり、かつその従事する業務が通算契約期間の上限である5年を超える場合に限り、当該上限適用職員に5年の定めは適用しない。

また、平成25年3月31日に事務業務員であった者においては、令和3年4月1日より前までに連続した2年間以上の雇用契約の空白期間がある場合でも（ただし、令和3年4月1日より前から連続し、令和3年4月1日が空白期間に含まれる空白期間の場合は、2年間未満の空白期間に限る。）、当該職員が通算契約期間の上限である5年に達する日で退職し、かつ公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から1年以内に5年の定め適用を受ける職で研究所に新たに採用されることとなり、かつその従事する業務が通算契約期間の上限である5年を超える場合に限り、当該上限適用職員に5年の定めは適用しない。

- 3 第1項の定めにかかわらず、10年の定めが適用される上限適用職員のうち、平成28年3月31日以前から研究所と雇用契約を締結し、連続した2年間以上の空白期間（平成28年3月31日より前までに終了した空白期間は除く。）が存在しない任期制職員及び特任職員であって、通算契約期間が5年を超えて退職した場合であって、かつ公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から6ヶ月未満に5年の定め適用を受ける職で研究所に新たに採用されることとなったときに限り、当該職員に5年の定めを適用しない。
- 4 第1項の定めにかかわらず、本条の規定により5年の定めを適用されないこととなり、通算契約期間の上限である5年を超えて雇用契約を締結した職員（無期転換権を行使しており限定無期雇用職員に転換する予定の職員及び限定無期雇用職員を含む。以下「5年上限適用除外職員」という。）が退職した場合は、公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から6ヶ月未満に5年の定め適用を受ける職で研究所に新たに採用されることとなったときに限り、当該職員に5年の定めを適用せず、無期転換権があるとみなす。
- 5 第1項の定めにかかわらず、定年制職員就業規程（平成15年規程第33号）第2条に定める定年制職員、無期雇用職員就業規程（平成28年規程第46号）第2条に定める無期雇用職員及び事務基幹職員取扱規程（平成28年規程第67号）第2条に定める事務基幹職員（以下、「定年制職員等」という。）のうち、平成28年3月31日以前から研究所と雇用契約を締結し、連続した2年間以上の空白期間（平成28年3月31日より前までに終了した空白期間は除く。）が存在しない者であって、勤続期間が5年を超える職員が定年より前に退職した場合は、公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から6ヶ月未満に5年の定め適用を受ける職で研究所に新たに採用されることとなったときに限り、当該職員に5年の定めを適用せず、無期転換権があるとみなす。

(事務業務員に係る5年の定め適用除外)

第2条の2 前条の定めが適用されない事務業務員のうち、従事する業務が通算契約期間の上限である5年を超えて存在する場合であって、研究所が実施する所定の審査に合格した当該職員については、通算契約期間の上限である5年の定めは適用しない。

- 2 前条の定めが適用されない事務業務員が審査を希望する場合は、研究所が指定する期日までに所定の書類を人事担当部署へ提出しなければならない。また、当該職員の所属長は、研究所が指定する期日までに審査時点までの当該職員の勤務実績等について意見書を作成し、人事担当部署へ提出しなければならない。
- 3 前項の審査希望者について、研究所は書類審査・面接審査を行い、雇上限5年の適用除外の可否を決定するものとする。なお、他職制から事務業務員へ移行した職員については、研究所との雇用契約締結後、事務業務員として6ヶ月以上業務に従事した実績を有する職員を審査の対象とする。

(10年の定め適用除外)

第3条 10年の定めが適用される上限適用職員のうち、平成28年3月31日以前から研究所と雇用契約を締結し、連続した2年間以上の空白期間(平成28年3月31日より前までに終了した空白期間は除く。)が存在しない任期制職員及び特任職員であって、テクニカルスタッフ等である者(以下、「10年上限適用除外候補者」という。)の従事する業務が、通算契約期間の上限である10年を超えて存続する場合、10年の定めは当該上限適用職員に適用しない。

- 2 前項の定めにかかわらず、10年上限適用除外候補者が通算契約期間の上限である10年に達する日で退職した場合は、公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から1年以内にテクニカルスタッフ等として研究所に新たに採用されることとなり、かつその従事する業務が通算契約期間の上限である10年を超えたときに限り、当該上限適用職員に10年の定めは適用しない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、5年上限適用除外職員が退職し、かつ公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から6ヶ月未満にテクニカルスタッフ等として研究所に新たに採用されることとなった場合は、その従事する業務が通算契約期間の上限である10年を超えて存続する場合に限り、当該上限適用職員に10年の定めを適用しない。この場合において、採用日時点で当該上限適用職員の勤続期間が10年を超えている場合は、当該職員に無期転換権があるとみなす。
- 4 前条第1項の定めにかかわらず、本条の規定により10年の定めを適用されないこととなり、通算契約期間の上限である10年を超えて雇用契約を締結した職員(無期転換権を行使しており限定無期雇用職員に転換する予定の職員及び限定無期雇用職員を含む。以下「10年上限適用除外職員」という。)が退職した場合は、公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から6ヶ月未満に5年の定め適用を受ける業務を担う職で研究所に新たに採用されることとなったときに限り、当該職員に5年の定めを適用せず、無期転換権があるとみなす。
- 5 第1項の定めにかかわらず、10年上限適用除外職員が退職した場合は、公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から6ヶ月未満にテクニカルスタッフ等として研究所に新たに採用されることとなったときに限り、当該職員に10年の定めを適用せず、無期転換権があるとみなす。

- 6 第1項の定めにかかわらず、定年制職員等のうち、平成28年3月31日以前から研究所と雇用契約を締結し、連続した2年間以上の空白期間（平成28年3月31日より前までに終了した空白期間は除く。）が存在しない者であって、勤続期間が10年を超える職員が定年より前に退職した場合は、公募を原則とする採用人事を経て、退職した日の翌日から6ヶ月未満にテクニカルスタッフ等として研究所に新たに採用されることとなったときに限り、当該職員に10年の定めを適用せず、無期転換権があるとみなす。

（定年退職者の取扱い）

第4条 前各条の定めに関わらず、定年制職員就業規程（平成15年規程第33号）第42条、無期雇用職員就業規程（平成28年規程第46号）第45条、事務基幹職員取扱規程（平成28年規程第67号）第6条、任期制職員等就業規程（平成15年規程第34号）第3条第40条の2、短時間労働職パートタイマー等就業規程（平成28年規程第68号）第32条の2及び事務業務員等就業規程（平成22年規程第43号）第27条の2に定める定年退職後の職員に本細則は適用しない。

附 則

この細則は、平成30年3月31日から施行する。

附 則（平成30年3月8日細則第30号）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日細則第93号）

この細則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月11日細則第191号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月3日細則第290号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日細則第324号）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定に関わらず、第2条の2の規定については、令和3年1月1日から適用する。